

主要諸外国の自動車関係諸税及び石油関係諸税の使途等(未定稿)

(2006年1月現在)

	税目	使途	経緯	
アメリカ	自動車関係	○ 製造者消費税 (高燃費車に係る税)	一般財源	
		○ 製造者消費税 (タイヤに係る税)		
		○ 小売消費税 (トラック、トレーラーに係る税)		
		○ 一般道路自動車利用税		
	石油関係	○ 製造者消費税 (揮発油、軽油等に課税) ○ 小売消費税 (軽油、LPG等に課税)	道路特定財源 (航空機燃料等を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1956年に当時の自動車関係課税収入、石油関係課税収入を特定財源化。 ・ 1990年12月から1997年9月の間、揮発油、軽油、LPG等に係る税収の一部を一般財源に充当。アルコールとガソリンの混合燃料に係る税については2004年9月まで税収の一部を一般財源に充当。 ・ 1990年に石油関係諸税の一部が一般財源化された理由は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 財政赤字の削減のため
イギリス	自動車関係	○ 自動車税	一般財源	
	石油関係	○ 炭化水素油税		
ドイツ	自動車関係	○ 自動車税(州税)	一般財源 一部(2割弱)が 道路特定財源	
	石油関係	○ 鉱油税		
フランス	自動車関係	○ 車軸税	一般財源	
		○ 社用自動車税		
		○ 自動車税(地方税)		
		○ 自動車登録税(地方税)		
	石油関係	○ 石油産品内国消費税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1951年に当時の石油産品内国消費税(一部)を特定財源化。 ・ 1951年から1980年まで、各年の予算法により規定された割合を道路投資特別基金に繰入れ。 ・ 1981年に石油産品内国消費税を一般財源化。その理由は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 歳入に応じて歳出を決めるといふ基金本来の趣旨を離れ、歳出に応じて歳入を決められるといった状況であったため。 ○ 道路予算が一般会計及び基金の両方から支出され、複雑になっていたため。 ○ 特定財源は予算の総合性を乱すため。 	